

# 新しい法律のご案内

- 「社外取締役」が大会社では原則導入に ..... 1頁
- 証券会社を訴えて ～数千万円の被害を回復～ ..... 2頁
- 小学生などの行為と親の責任 ..... 3頁

## 「社外取締役」が大会社では原則導入に



弁護士  
松森 彬

### 1 会社法の改正

今年（2015年）5月1日に、昨年改正された会社法が施行されました。改正の目玉は、大会社に「社外取締役」が事実上強制されたことと、「監査等委員会設置会社」という新しい制度ができたことです。他にも多数の改正がありますが、ここではこの2点をご説明します。

### 2 変わる会社の組織

10年前にできた「会社法」は、個人企業から大規模企業まで全部を対象にしていますので、会社の組織については柔軟に決めました。

たとえば、小さい会社では、株主総会と取締役は必須ですが、取締役は1名でもよく、監査役はなくても構いません。

逆に、資本金が5億円以上の大会社では、出資者（株主）や債権者（銀行、取引先）を保護する必要があることから、株主総会と取締役のほかに、原則として取締役会と監査役と監査役会の3つが必要です。

会社法は、その際、アメリカの制度を導入して、監査役を設けずに、取締役会のな

かに監査委員会などを設ける「委員会設置会社」という方式も設けました。もっとも、今のところ日本では上場会社の98%は監査役会を置く「監査役会設置会社」です。

### 3 アメリカなどで社外取締役が増加

また、アメリカを初め各国で、コーポレート・ガバナンス（大企業における不正行為の防止や競争力の向上などを目的とした企業統治）の議論が盛んです。その目的を実現する一つの方法として、アメリカやドイツでは、「社外取締役」が多数採用され、全取締役の約7割を占めています。アメリカでは取締役会のなかに委員会を置く前述した委員会設置会社も増えています。他方、ヨーロッパでは公認会計士による外部監査を強化しようという動きもあると聞きます。

日本では、監査役の役割を強化してきましたが、未だ経営者から独立して実効的に監査をしているとの評価は少ないようです。現代はグローバル化して出資も競争も国境を越えて行われますので、日本の会社についてもアメリカの上記のような制度の要望が増えてきたということでしょうか。日本でも社外取締役を置く上場会社は増え、昨年は74%になりました。また、ソニーや日立製作所では、既に取締役の過半数が社外取締役です。

### 4 社外取締役が事実上義務に

今回の改正では、大会社で「社外取締

役」を義務化するか否かが一番の議論でした。人選や報酬が負担であるとか、それで不祥事が根絶されるわけでない等の反対があり、一律の義務とはされませんでした。置かない理由を株主総会で説明することが義務付けられました。置かない方がよいという理由は説明しにくいので、ほとんどの上場会社で社外取締役を選任することになると思われます。

また、東京証券取引所が作成したコーポレート・ガバナンス・コードは、社外取締役は2人以上にすべきだとしていますので、2人以上になる会社が増えるでしょう。

社外取締役の役割、仕事、責任などについては、日弁連がガイドラインを作成してホームページに掲載しています。また、社外監査役については大阪弁護士会と公認会計士協会が本を出しています。

## 5 監査役を廃止して社外取締役が過半数の「監査等委員会」を設ける方式

新しい企業統治の方式として「監査等委員会設置会社」という制度が新設されました。監査役会設置会社、指名委員会等設置会社（従前の委員会設置会社の名称を変更）に次ぐ3番目のタイプが創設されたこととなります。三菱重工業など大手を含め100社以上が移行すると言われています。

監査役会を設けずに、取締役会のなかに社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置して監査業務を行うこととなります。これまでの社外監査役を社外取締役に横すべりさせることも可能です。

株式会社の公正で透明な運営のあり方について、世界でいろいろな模索がされています。今後も制度の点検と改善が必要になると思います。

## 証券会社を訴えて ～数千万円の被害を回復～



弁護士  
高江俊名

### 1 証券取引で被害

私は、証券取引で数千万円の被害を受けた方から依頼を受けて、証券会社を相手に裁判をしてきました。このたび、裁判所の和解勧告のもと、証券会社から被害額の大半（約9割）を賠償金として受け取って解決することができました。

### 2 証券会社の手口

Aさんの亡夫は、証券会社を通じて株式や投資信託の取引を行っていましたが、事故にあって急死され、Aさんが株式や投資信託を相続しました。

Aさんは、亡夫とちがいで、株などの取引経験は全くありませんでした。そのため、株式や投資信託は全て処分し、銀行預金に移そうとしました。ところが、某大手証券会社の担当者は、「Aさんの夫が取引していた商品は複雑だからすぐに処分できない」などと嘘の説明をして、Aさんの言うとおりにしませんでした。それどころか、Aさんにはそのように説明しながら、夫が取引していた株などを全て売却し、それをもとにして、外国の会社の株式を買ってはすぐに売るという取引を繰り返したのです。顧客の意向でもないのに証券会社がそのように短期間での売買を繰り返すのは、証券会社の手数料稼ぎでしかありません。この外国株式の取引によって、数千万円の資産は半分ほどになってしまいました。

しかも、証券会社は、その半分ほどになった資産で、「信用取引」と呼ばれる超ハイリスクな取引まで行いました。信用取引

というのは、預けている資産を保証金として、その何倍もの額の取引を行うものです。極めてリスクが高いため、株式の取引経験がない顧客には信用取引をさせてはいけないという規制が定められています。この証券会社は、その規制に反して信用取引を行い、さらに損失を拡大させました。

### 3 数千万円の被害を回復

株式や投資信託などの証券取引における被害は、裁判でもよく問題となっていて、証券会社や銀行の責任を認める裁判例も少

なくありません。

しかし、裁判所では、証券取引は自己責任で行うものという考え方も根強く、責任が認められている事案でも、ほとんどの場合、過失相殺という形で賠償額を減額されています。

今回の件では、裁判所の和解勧告により、損害の大半(約9割)の賠償が認められました。裁判の中で、相手の証券会社のやり方があまりにも悪質であることを明らかにできたと思います。

## 小学生などの行為と親の責任



弁護士  
柳本千恵

### 1 小学生の蹴ったボールが学校の外に

最高裁は、未成年者の行為に関する親の責任について、平成27年4月9日、注目すべき判決を出しました。

小学6年生の児童(当時11歳)が、放課後に学校の運動場で友人らとフリーキックの練習をしていたときに、この児童が蹴ったサッカーボールが運動場から外の道路に転がり、ボールを避けようとした自動二輪車の運転者(当時85歳)が転倒して負傷し、その後死亡しました。

自動二輪車の運転者の遺族から、サッカーボールを蹴った児童の父母に対して損害賠償請求の訴訟が提起されました。大阪地裁と大阪高裁は、児童の父母に対して1000万円を超える賠償金の支払いを命ずる判決を出しましたが、最高裁は、全面的に請求を退ける原告敗訴の判断を下しました。

### 2 民法の規定

未成年者は、他人に損害を加えた場合でも、自己の行為の是非を判断できるだけの能力(概ね12歳程度の知能と言われています。)を有していなかったときは、その行為について賠償責任を負いません(民法712条)。

被害者は、未成年者の親権者や学校の教員等に対して損害賠償請求をすることができます。親権者などが十分な監督をしていないときは責任を負うとされています(民法714条)。

### 3 本件最高裁判決の意義

- (1) 最高裁判決は、「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合」は、特段の事情が認められない限り、親の責任は認められないとの判断枠組を示したうえで、本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、通常は人の身体に危険が及ぶような行為とはいえないとして、親権者の責任は無いとしました。
- (2) この最高裁判決について、これまで広く親権者の責任が認められてきた判例の流れを変える判決ではないかという意見があります。

しかし、過去の裁判例でも、未成年者の行為が人に危険を及ぼす行為であったかどうかという点が一つのメルクマールとされてきたと思われま

す。例えば、通常の用法・ルールに従った遊戯行為（鬼ごっこ、回転遊具等）をしていて他人に損害を生じさせたケースでは、親権者に対する請求は認められませんでした。通常の用法・ルールに従った遊戯行為であれば、通常は人に危険を及ぼす行為とは言えないからです。

他方、立入りが禁止されているグラウンドや、人の出入りが多い公園・広場において、人が近くにいることを認識しながら、キャッチボールを続けた結果、他人を死傷させた事案では、親権者の責任が認められました。

- (3) 本件は、児童らのために開放されていた運動場において、使用ができる状態で

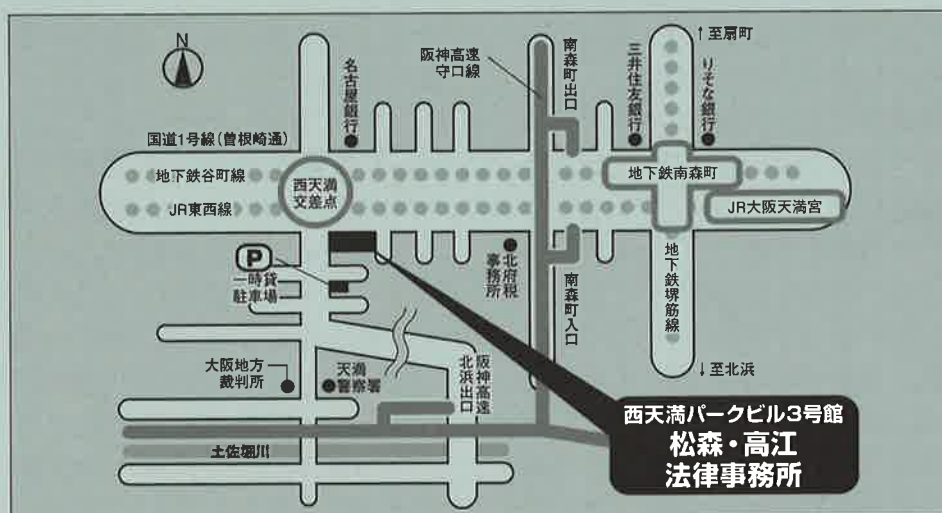
設置されていたゴールに向けてサッカーボールを蹴っていたところ、たまたま通りかかった人がボールを避けようとして転倒した事案です。この児童のしたことは何らルールを逸脱するものではなく、また、それ自体が他人の生命・身体に対して危険を及ぼすというものではありません。

そこで、本件最高裁判決は、これまでの裁判例の流れを汲むもので、妥当な判断であると思われま

す。本件は、親の責任より、むしろ、学校がサッカーゴールの後ろに十分な高さのネットフェンスを設置していなかったことや、児童の蹴ったボールが道路に飛び出すおそれがあるところにサッカーゴールを設置していたことについて、学校側の管理責任を追及することが適切な事案であったかもしれません。

## 《産休と復職のお知らせ》

弁護士 柳本千恵は、7月出産予定のため6月より産休を頂きます。また、事務局の弓場 梓は、産休・育休を頂いておりましたが、本年4月より復職しています。よろしくお願いいたします。



URL <http://www.mt-law.jp/>

● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】

松森 彬・高江俊名・柳本千恵